

「地方税の税制優遇」検討における 基本的考え方（案）

令和6年(2024年)11月

北海道経済部ゼロカーボン推進局

札幌市まちづくり政策局グリーントランスフォーメーション推進室

1 検討の背景

(北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」など) (P.2~6)

2 税制優遇の導入について (P.7~10)

3 税制優遇の内容について (P.11~21)

(1) 対象とする事業 (P.11~13)

(2) 対象とする事業者、税目 (P.14~19)

(3) 優遇期間、税率 (P.20)

(4) 制度の実施期間 (P.21)

【参考】 有識者懇談会の開催状況 (P.22)

1 検討の背景

(1) これまでの経過と特区制度の概要

これまでの主な経過

- 令和5年12月 政府は「資産運用立国実現プラン」において、「金融・資産運用特区」の創設に向けて、関心を有する自治体を募ることを公表
- 令和6年 1月 特区に関する提案募集を開始
- 令和6年 1月 国に「北海道・札幌『GX金融・資産運用特区』」を提案。その後、提案内容のうち主にGXに関する項目を全道域に拡大
- 令和6年 5月 金融・資産運用特区の実現に向けた総理と4都市首長との意見交換
- 令和6年 6月 北海道が金融・資産運用特区として決定、併せて、国家戦略特別区域に指定

金融・資産運用特区の概要

- 「金融・資産運用特区」（※1）は、国内・海外の金融・資産運用会社の新規参入や業務拡充を通じて海外の投資資金も取り込み、スタートアップなどの成長分野へ十分な資金が供給される環境を実現するため、金融庁と意欲ある地域が協働し、関係省庁と連携しつつ、金融・ビジネス・生活環境関連の規制改革や英語対応等の行政サービスの充実など必要な支援を実施し、金融・資産運用サービスの集積・拡充と成長分野の発展を目指すもの。
- 主に金融・資産運用サービスの集積・拡充に資するビジネス・生活環境の整備に係る規制特例措置について、国家戦略特区制度（※2）を活用

※1 金融・資産運用特区は、金融・資産運用業にとって魅力的な環境を整備する観点から、特定の地域において国や地域が規制改革や運用面での取組み等を重点的に実施するエリアの総称（概念上の特区）であり、金融・資産運用特区それ自体は、個別の法的根拠や制度的枠組みを有しない。

※2 「国家戦略特区」は、“世界で一番ビジネスをしやすい環境”を作ること为目的に、地域や分野を限定し、大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う規制改革制度。

1 検討の背景

(2) 北海道・札幌市が目指す姿（地域のコンセプト）

2023年4月15日「G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合」

- G 7 大臣会合の札幌開催の機会を捉え、脱炭素を通じてエネルギーの地産地消と道内経済の活性化、日本及び世界のG Xに貢献していくことについて、「脱炭素社会の未来を拓く北海道・札幌宣言」を発表。



北海道・札幌が有するポテンシャルの高さ

- 今後10年間で150兆円超ともいわれるGXの官民投資
→ 国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャル
→ G X 関連の大型プロジェクトが道内で進行中
- 都市と自然が調和した世界でも類を見ない魅力的な街

「GX金融・資産運用特区」を通じて、目指す姿

- 「金融・資産運用特区」を活用
- 資産運用会社等の金融機能を北海道・札幌に集積
- GX産業のサプライチェーン構築・雇用創出
- 日本の再生可能エネルギー供給基地の構築
- アジア・世界の金融センターの実現

目指す姿

札幌市域での金融機能の強化・集積



全道域のG X産業の振興



日本の再生可能エネルギーの供給基地
アジア・世界の金融センターの実現

1 検討の背景

(3)「金融・資産運用特区」として指定された他3都市の提案概要について 東京都

《サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ東京》

コンセプト 資金・人材・技術・情報を呼び込むゲートウェイとして、日本・アジア全体の成長に貢献

- 1 サステナブルファイナンスの先進都市へ
- 2 グローバルに活躍するスタートアップが生まれる都市へ
- 3 英語でビジネス グローバルスタンダードな都市へ

大阪府・大阪市

《未来社会の実現に向けたチャレンジ特区》

コンセプト グローバルスタンダードに合わせた規制改革等により、資産運用業者やフィンテック企業等を集積させ、世界と伍する国際金融都市O S A K Aを創造

- 1 海外から入りやすくする
- 2 ビジネスと生活をはじめやすくする
- 3 ビジネスを展開しやすくする
- 4 在阪企業の活動を活性化させる・府民の資産形成を向上させる

福岡県・福岡市

《スタートアップ金融・資産運用特区》

コンセプト アジア・スタートアップ・成長産業特区による規制緩和と福岡の独自施策で、福岡が金融ハブとなり、九州の成長産業やスタートアップの更なる発展に貢献

- 1 スタートアップや成長産業の育成・成長促進
- 2 資産運用業など多様な金融プレイヤーの集積
- 3 社会課題解決に資するマーケットの構築

1 検討の背景

(4) 北海道の再エネ導入状況

- 北海道は、全国随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを有しているが、地域間の系統の規模が小さく、系統の空き容量が不足していること、また蓄電池などの調整力が足りないことから、再エネ資源を十分活用できていない状況。
- このため、海底直流送電や地内系統など送電網の整備を着実に進めるとともに、送電網の整備には多額のコストと時間を要することから、再エネ電力の需要者であるデータセンターや次世代半導体製造拠点の地域での立地促進、蓄電池の普及、電気運搬船の活用、水素の製造・利用などを進め、再エネの導入拡大を図る必要がある。

○発電電力量の目標
道では、令和3年3月に策定した「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」において、エネルギーの導入目標を設定。目標値は、国の導入見込みや系統接続の申込状況等から勘案し設定。目標までは、まだ半分程度であり、北海道経済の発展やエネルギーの安定化に向けて、更なる取組が必要

〈年間発電電力量〉

	全国	北海道	北海道（※2）	
	ポテンシャル（※1）		実績 （2021年度）	目標 （2030年度）
太陽光（建物型）	598,532	27,931	3,089	3,540
太陽光（土地型）	1,277,355	409,913		
陸上風力	1,262,473	636,018	1,310	4,188
洋上風力	3,460,664	1,044,343	3	3,965
中小水力	51,935	5,061	3,385	4,133
地熱	120,518	15,010	113	629
合計	6,771,477	2,138,276	7,900	16,455

単位（百万kWh）

(※1)REPOS（再生可能エネルギー情報提供システム2023年4月）
(※2)北海道ゼロカーボン産業課 北海道省エネ・新エネ促進行動計画
【第Ⅲ期】の推進状況（2023年9月調べ）より抜粋

目標まではまだ半分程度

1 検討の背景

(5) 北海道のエネルギー収支状況

- 北海道・札幌は、かつて石炭の産出地であったが、石油等へのエネルギー転換により、海外を含む道外からのエネルギー移輸入が増え、エネルギー収支（移輸出－移輸入）はマイナスの状況。

北海道：▲5,363億円 札幌市：▲2,910億円

（「環境省地域経済循環分析自動作成ツール」を用い、平成27年産業連関表等から札幌市が算出）

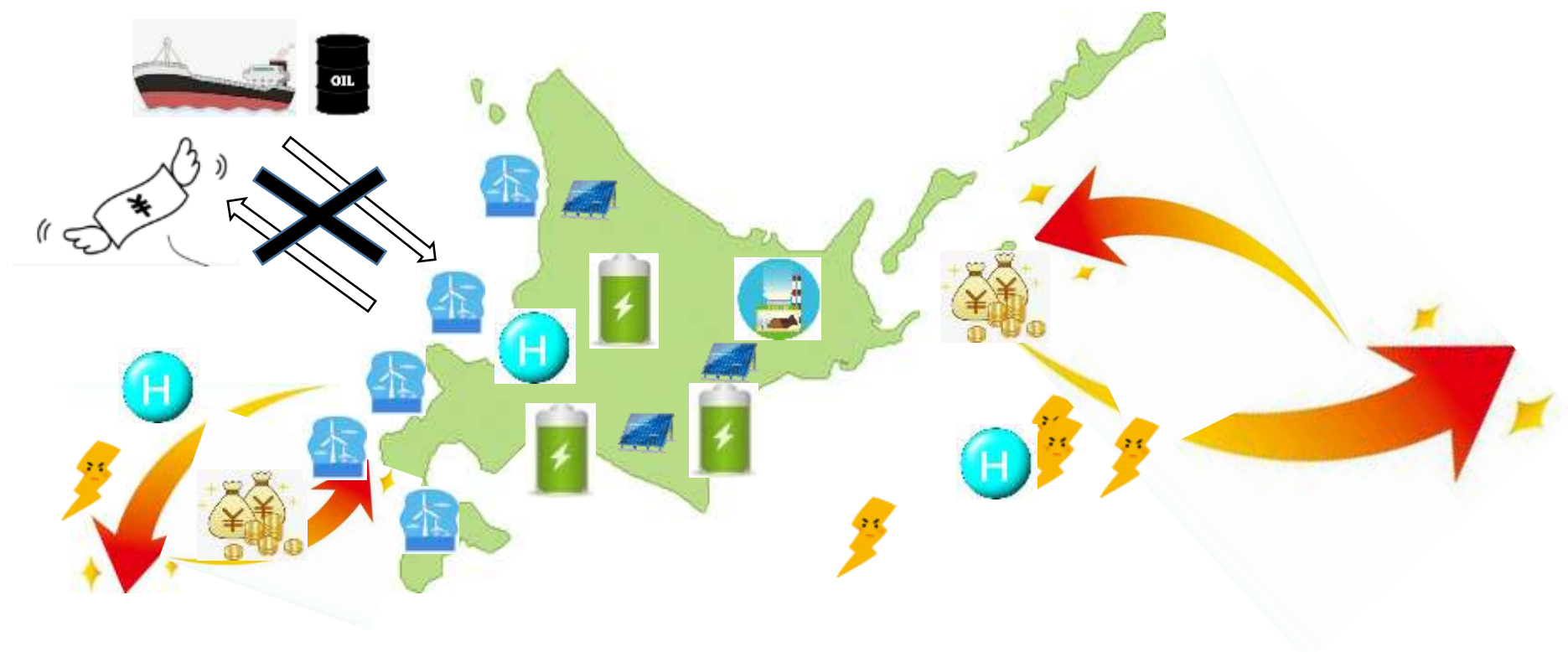
参考：日本のエネルギー収支 輸出額（1兆4,881億）-輸入額（26兆78億）=▲24兆5,197億

※出典：財務省「貿易統計令和5年度分」

- 国内随一の再エネポテンシャル、特に、強い風が安定して吹き、潜在力が大きい「洋上風力」等を活用しながら産業集積・雇用創出を図り、電気・水素等を製造し、地域利用や道外移出等で、北海道各地域、札幌の経済を元気に。



日本、世界の脱炭素、ゼロカーボンの実現に貢献！！



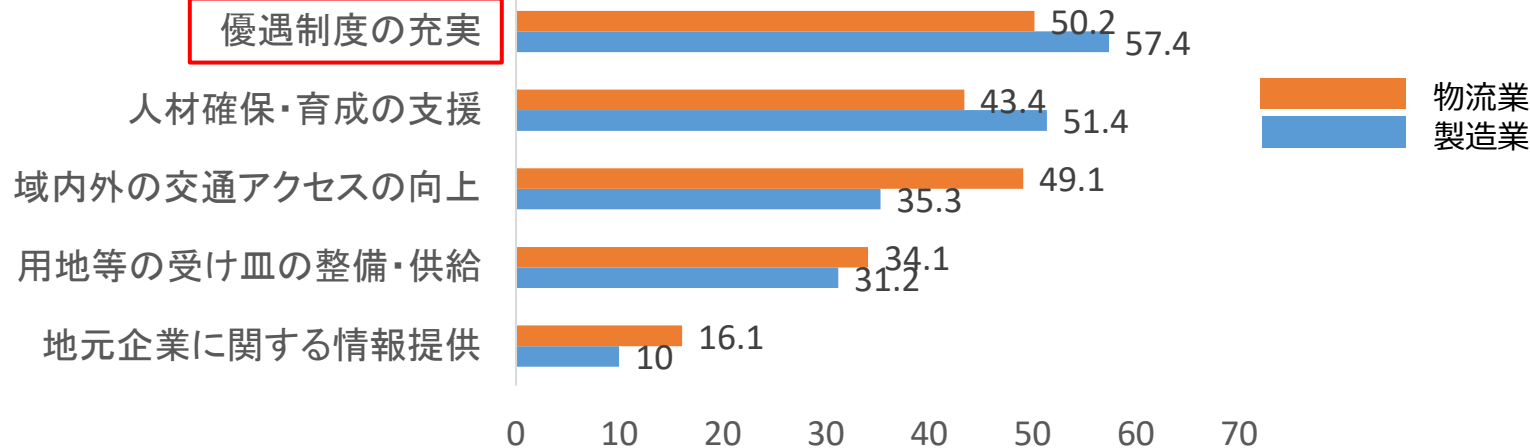
2 税制優遇の導入について

(1) 税制優遇の効果

- 各種アンケート調査によれば、立地選定理由として「自治体の助成」や「税の軽減」があげられており、「税制優遇」は企業誘致のインセンティブになると考えられる。
- 国においても、地方への立地施策として様々な税制優遇制度を導入している。
(例：地域未来投資促進法、過疎法、離島振興法、地域再生法など)

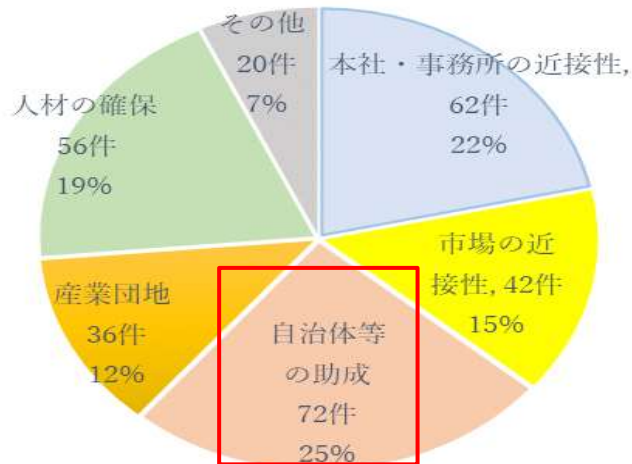
(一財) 日本立地センターによるアンケート結果 (2023年10月)

- 国内の製造業、物流業2万社を対象に「自治体等に求める立地環境向上への取り組み」についてアンケートを実施。

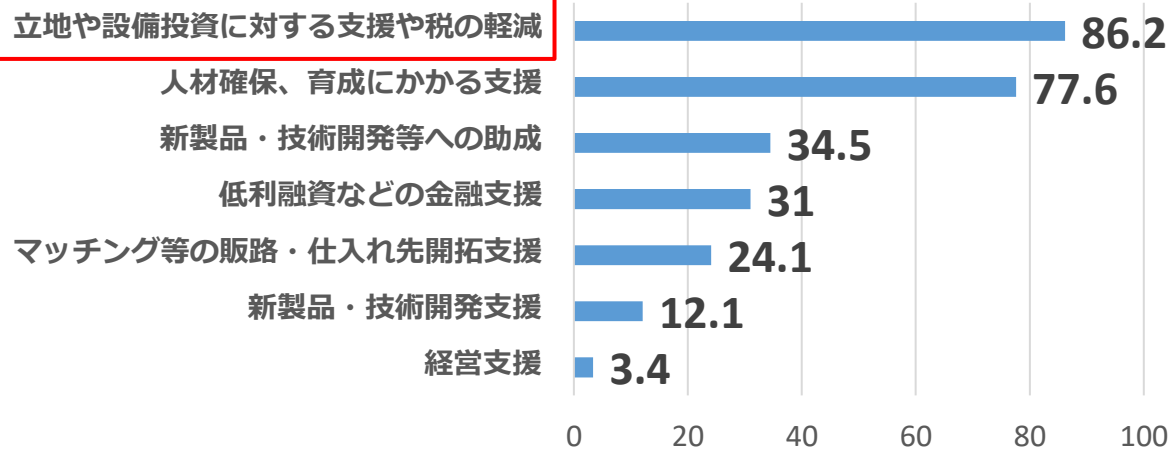


独自の税制優遇を先行して導入している自治体の実施したアンケート結果

- A自治体 (R4年度実施)
立地した企業に対し「立地場所を選定した理由」についてアンケート実施 (回答数96件)



- B自治体 (R4年度実施)
立地した企業に対し「必要な支援」についてアンケートを実施 (回答数58件)



2 税制優遇の導入について

(2) 北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」の地元の取組

G X × 金 融

国の取組（規制を改革し、ビジネスしやすい環境へ）

風力・再エネ	洋上風力発電設備の設置・保守に係る外国籍船の利用及び外国人材の活用 排他的経済水域における洋上風力発電設備の設置	英語行政手続き	資産運用業に対する英語による金融行政の拡充（「拠点開設サポートオフィス」の設置） 日本参入時の法人設立に伴う手続きに関する英語対応（外国人銀行口座の開設支援を含む）
水素	圧縮水素の貯蔵量上限の緩和	資金調達・金融支援	スタートアップへ投資する外国人投資家向け在留資格の創設
高度人材確保	高度人材ポイント制の特別加算の対象となる自治体の支援措置の明確化		銀行によるG X 関連事業に対する出資規制の緩和

※「金融・資産運用特区実現パッケージ」に掲載された主なものを抜粋

地元の取組（GX産業集積・金融機能強化集積に向けて）

誘致活動・情報発信強化	G X 事業を行う企業の誘致強化、補助金	G X 情報プラットフォームの構築 G X 事業認証制度の創設	海外資産運用会社等の誘致強化、補助金
人材育成強化・スタートアップ支援	人材確保・人材育成の強化（普及啓発・情報発信）	スタートアップ創出・育成強化、ビジネスマッチング拡充	
快適なビジネス環境の整備	ビジネス・暮らしの英語ワンストップ相談窓口の開設	税制優遇(道税・市税)	行政手続の英語対応(札幌市)
魅力溢れる生活環境の整備		高機能オフィス確保(容積率緩和等)	丘珠空港のビジネスジェット利用促進
		インターナショナルスクール誘致や新たな国際バカロレア（海外大学でも通用する国際教育プログラム）導入校の設置検討	

2 税制優遇の導入について

(3) GX産業集積に向けた北海道・札幌市の企業誘致支援策

- GX事業は、事業予見可能性が低いことから、資金調達が困難。また収益化まで長期を要することが事業参入の障壁となっている。そのため収益化までの事業の安定性を確保のため、支援が必要。
- 既存の支援制度に加え新たな税制優遇の支援によりステージに応じた多様な資金調達環境を整えるとともに、人材育成・確保など様々な課題にも対応し、GX産業集積をはかる。

■ 既存の企業誘致支援策（主なもの）と新たな税制優遇の支援範囲の整理

G X 事業者

	初期投資への支援	事業運営への支援
税制優遇・補助金	<北海道>企業立地促進費補助金 ■ 投資額に対する補助（建物の建設、機械の購入） ■ 助成額：投資額の2.5%～10%（限度額5千万～15億） ■ 雇用要件：1人以上～20人以上 ■ 投資額要件：2500万以上～20億以上	新たな税制優遇 （既存の税制優遇制度の対象外となるものをカバーするもの） ■ 法人道民税・法人事業税・法人市民税・事業所税の免除
	■ 不動産取得税・固定資産税・都市計画税の免除	
	既存の税制優遇 過疎法、離島振興法、半島振興法：データセンター、新工ネ事業、研究開発、保守運営等事業者が対象外 地域未来投資促進法：計画にGX分野がない市町村が対象外 原子力立地地域特措法：175市町村が対象外 地域再生法：本社機能移転等以外は対象外	
政策金融	<北海道>中小企業総合振興資金 ■ ライフステージ対応資金（創業貸付、ステップアップ貸付、事業承継貸付、企業体質強化貸付） 融資金額：最大8億円以内 融資期間：最大20年以内 融資利率：1.1%～1.7% ■ 経済環境変化対応資金（経営環境変化対応貸付、コロナ克服サポート貸付、防災・減災貸付） 融資金額：最大16億円以内 融資期間：最大20年以内 融資利率：1.1%～1.7% ■ 一般経営資金（一般貸付、小規模企業貸付） 融資金額：最大8000万円以内 融資期間：最大10年以内 融資利率：1.3%～2.1%	
人材育成	■ 洋上風力発電関連産業人材確保支援事業補助金（R6） 洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要な知識・技能・資格等の取得に関する経費を支援 ■ 道立高等技術専門学院 工業技術、電気・電子技術、建設技術等の専門的な技術・技能の習得	
企業立地ワンストップサービス	■ 企業立地に関連する各種手続きや関係先との連絡調整など、あらゆるご相談に一つの窓口で対応	

2 税制優遇の導入について

(4) 金融機能の強化集積に向けた北海道・札幌市の企業誘致支援策

- 札幌市への金融機能の強化集積につながる既存の企業誘致支援策は、「補助金」「税制優遇」がある。
- このたびの税制優遇は、既存の支援策で支援範囲となっていない新たな範囲を支援するもの。

■ 既存の企業誘致支援策（主なもの）と新たな税制優遇の支援範囲の整理

札幌市に進出する
金融事業者

対象	初期投資への支援	事業運営への支援
金融機能 ・投資取引仲介 ・ファンド募集 ・投資助言・代理 ・投資運用 ・フィンテック 等	■ 税制優遇 <北海道・札幌市> 地域未来投資促進税制（地域未来投資促進法） ※適用要件あり（P21参照） ✓ 不動産取得税の免除（全額ゼロ） ✓ 固定資産税の免除（3年間全額ゼロ）	既存支援なし ↓ 新たな税制優遇 ✓ 法人事業税、法人道民税、法人市民税、事業所税の免除
その他機能	■ 補助金 <北海道> 企業立地促進費補助金 ※本社機能が対象 <札幌市> 本社機能・事務機能等立地促進補助金 ※本社機能・事務機能が対象 IT・コンテンツ・バイオ立地促進補助金 ※研究開発機能が対象	■ 税制優遇 <北海道・札幌市> 地方拠点強化税制（地域再生法） ※本社機能、研究開発機能が対象 ※適用要件あり（P21参照） ✓ 法人事業税の不均一課税(1年目1/2、2年目3/4、3年目7/8)
	✓ 不動産取得税の免除（移転型：全額ゼロ、拡充型：不均一課税1/10） ✓ 固定資産税の免除（移転型：1年目ゼロ、2年目1/4、3年目1/2 拡充型：1年目1/10、2年目1/3、3年目2/3）	

※不均一課税に関しては地方税の優遇措置を掲載

3 税制優遇の内容について

(1) 対象とする事業

- 《GX事業》
○国が「GX実現に向けた基本方針」で示した22分野（国際競争力向上に資するGX事業）のうち、チーム札幌・北海道で取り組む「8つのGXプロジェクト」の分野と道省エネ・新エネ条例に定める新エネルギーの一部である再生可能エネルギーを対象。
- 《金融事業》
○GX関連事業への資金等提供や、その円滑化・効率化等に寄与する技術やサービス（フィンテック）の提供を行う金融事業を「GX産業集積に資する金融事業」として対象とする。

G
X
事
業

「8つのGXプロジェクト」の分野

①洋上風力関連産業	②合成燃料(SAF等)	③水素	④蓄電池
⑤次世代半導体	⑥データセンター	⑦海底直流送電	⑧電気及び水素運搬船

「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に規定するエネルギー分野

新エネルギー	① 太陽光、風力、水力、雪氷又はバイオマス（生物体をいう。）を利用して得られるエネルギー、太陽熱、地熱その他の環境への負荷が少ないエネルギー 2 工場、変電所等から排出される熱、廃棄物を利用して得られるエネルギーその他のエネルギー又は物品を再利用して得られるエネルギー 3 エネルギーの利用の効率を向上させ、又は環境への負荷を低減させるエネルギーの利用形態
--------	--

資金等提供

金
融
事
業

GX関連事業への資金等提供 ：GX関連事業への投資その他の金融サービスを提供する事業	・投資取引仲介 ・投資助言・代理 ・ファンド募集 ・投資運用 等
フィンテック ：証券投資、融資、決済、保険等にA I、ブロックチェーンなどデジタル技術を用いて金融サービスを提供する事業	

「GX実現に向けた基本方針」について

- 国は「GX実現に向けた基本方針」において、GXを加速させることで、エネルギーの安定供給と、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげることをしている。
- その投資の規模は今後10年間で150兆円を超えるとされており、こうした巨額のGX投資を官民協調で実現するため、「同基本方針」ではGX投資の対象として以下22分野を明示。

国GX基本方針 22分野

水素・アンモニア	水素・アンモニアの導入促進	ゼロエミッション船舶 (海事産業)	温室効果ガスを排出しない船
蓄電池	蓄電池の生産	バイオものづくり	バイオプラスチックなど
鉄鋼業	グリーンスチール	再生可能エネルギー	洋上風力、次世代太陽光など
化学産業	グリーンケミカル	次世代ネットワーク (系統・調整力)	海底直流送電など
セメント産業	カーボンリサイクルセメント	次世代革新炉	次世代革新炉
紙パ産業	製紙産業の構造転換	運輸分野	鉄道等の省エネ化など
自動車産業	EV・PHV等の次世代自動車	インフラ分野	空港、道路、ダム、下水道など
資源循環産業	リース・シェアリング、リサイクル	カーボンリサイクル燃料	SAF、合成燃料、合成メタン
住宅・建築物	省エネ住宅、木材利用	CCS	二酸化炭素回収・貯留
脱炭素目的のデジタル投資	半導体・データセンターへの投資	食料・農林水産業	農業機械等の電化、クレジット活用など
航空機産業	次世代航空機	地域・暮らし	脱炭素先行地域など

3 税制優遇の内容について

「Team Sapporo-Hokkaido」と連携して進める「8つのGXプロジェクト」

全国一の再エネポテンシャル

【風力発電】	全国 1 位
【太陽光発電】	全国 1 位
【中小水力発電】	全国 1 位
【地熱発電】	全国 2 位

洋上風力関連産業

- 道内 **5 箇所**が「**有望な区域**」に選定。
2 箇所(浮体式)が「**準備区域**」に整理。

1	石狩市沖	
2	1 岩宇・南後志地区沖	
3	2 島牧沖	
4	檜山沖	有望な区域
5	松前沖	準備区域

- 全国の洋上風力案件形成目標45GWのうち、
1/3の15GWが北海道



水素



- 北海道電力では、**1 MW級**の水電解装置(水素発生量200Nm³/h)などを設置
(出典)ほくでんウェブサイト



- 札幌市では、環境省「脱炭素化先行地域」で、大型車両に対応した定置式水素ステーションの整備など「**水素モデル街区**」を盛り込む

- 国が進める全国 8 ヶ所の水素・アンモニア**供給拠点の整備**とともに、15年間で**3 兆円規模の価格差に着目した支援策**について、**道内**でも**選定**されるよう**推進**

<水素基本戦略>

- 2030年導入目標300万 t に加え、
2040年目標1200万 t
2050年目標2000万 t
- 官民合わせて**15年間で15兆円【全国】**
のサプライチェーン投資計画を検討中

蓄電池

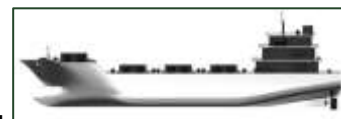


<蓄電池産業戦略>

- 世界市場の推移
2019年約5兆円
- ⇒**2030年 約40兆円【世界】**

- 蓄電池(**系統用蓄電池**や**地域マイクログリッド**の蓄電池)工場の立地
- 風力発電の出力調整用設備として、豊富町に**世界最大級の系統蓄電池**(72万kWh)を設置 (出典)北海道北部風力送電

電気及び水素運搬船



- 電気運搬船建造中の**Power X 社**
(は室蘭市、苫小牧港管理組合とそれぞれ連携協定を締結)

合成燃料(SAF等)

- 本邦エアラインにおいて2030年度まで導入割合10%を目標
- 苫小牧市では、全国 7 力所で選定された**先進的CCS**への取組が始められており、水素製造と合わせて、将来SAFを含む合成燃料の製造が期待

<GX実現に向けた基本方針>

- 製造技術開発、大規模実証、製造設備等への官民投資

⇒**今後10年間で約 1 兆円【全国】**



データセンター

出典：さくらインターネット(株) HP

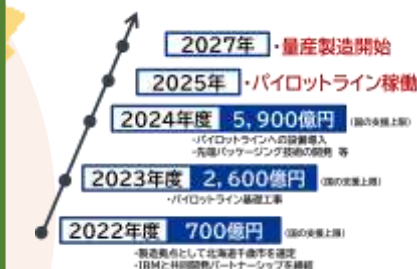


- 国が九州とともに**北海道**を**デジタルインフラの中核拠点**として位置づけ
- これまで44箇所のデータセンターが立地(道庁調べ)
- ソフトバンクが再エネ100%のデータセンターの苫小牧への立地決定**
- A I に関する実証・実装促進地域の全道展開

<情報通信白書(総務省)>

- 日本のDCサービス市場規模 2022年約2兆円
- ⇒**2026年 約 3 兆円**

次世代半導体



Rapidus(株)作成資料

<半導体・デジタル産業戦略>

- 全世界の出荷額
2020年約50兆円
- ⇒ **2030年約100兆円**

- ラピダス社の立地決定**
⇒**総額 5 兆円規模の投資見込** (同社による)
- ⇒**関連産業の立地表明が相次ぐ**

海底直流送電

- 日本海ルート200万kWについて
は、**2030年度を目指して整備**(GX基本方針)

<広域連系系統マスタープラン>

- 【必要投資額(概算)】
- 北海道地内増強
⇒**約1.1兆円**
- 北海道～東北～東京(新設)
⇒**約2.5～3.4兆円**

3 税制優遇の内容について

(2) 対象とする事業者、税目

- 対象事業者は、道外から道内（札幌市）に進出する事業者だけでなく、GX事業の拡大等に取り組む道内事業者も対象とする。
- 対象税目は、道税は法人道民税(均等割除く)、法人事業税、道固定資産税、不動産取得税、市税は、法人市民税(均等割除く)、事業所税、固定資産税、都市計画税とする。

	事業者の具体的な範囲・条件	対象税目							
		道税				札幌市税（札幌市内に限る）			
		法人道民税	法人事業税	道固定資産税	不動産取得税	法人市民税	事業所税	固定資産税	都市計画税
GX	I 道外から道内に進出する事業者 II 道内で創業する事業者 III 道内のスタートアップ事業者（設立から5年以内で革新的な事業を行うと認定された事業者） IV 道内で新分野・新事業として参入する事業者	○	○	○ （設備投資を行う場合対象）	○ （設備投資を行う場合対象）	○	○	○ （設備投資を行う場合対象）	○ （設備投資を行う場合対象）
	V 既に道内でGX事業に取り組む事業者が、道内で事務所や工場などを新設又は増設する場合（設備投資のみを対象）	—	—	○	○	—	—	○	○
金融	I 道外から札幌に進出する事業者 II 札幌で創業する事業者 III 道内のスタートアップ事業者（設立から5年以内で革新的なフィンテック事業を行うと認定された事業者） IV 札幌で新事業として参入する事業者	○	○	—	—	○	○	—	—

特区として先行する他都市の税制優遇の事例

○特区として先行する他都市の事例では経営支援を目的として「法人事業税」「法人住民税」「事業所税」、初期投資を目的として「不動産取得税」「固定資産税」「都市計画税」を控除する例が見られる。

	対象	対象税目、税率及び措置年数					
		府税			市税		
		法人事業税	法人 都道府県民税	不動産 取得税	法人市民税	事業所税	固定資産税 都市計画税
<u>大阪府・大阪市</u> 「大阪府（市）金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府（市）民税及び事業税の課税の特例に関する条例（施行日：2023年11月）」	日本初かつ大阪市内に初進出の 金融系外国企業	1～10年目 最大全額控除	【均等割】 1～10年目 全額控除 【法人税割】 1～10年目 最大全額控除	×	【均等割】 1～10年目 最大全額控除 【法人税割】 1～10年目 最大全額控除	×	×
<u>大阪府・大阪市</u> 「大阪府成長産業特別集積区域における成長産業の促進及び国際競争力の強化に係る成長産業事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税及び不動産取得税の課税の特例に関する条例（施行日：2012年11月）、大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例（施行日：2012年12月）」	大阪府「成長特区」内で以下いずれかの事業を行う法人 ・ 新エネルギー ・ ライフサイエンス	1～5年目 最大全額控除 6～10年目 最大2分の1控除	【均等割】 1～5年目 全額控除 6～10年目 2分の1控除 【法人税割】 1～5年目 最大全額控除 6～10年目 最大2分の1控除	最大全額 控除	【均等割】 1～5年目 最大全額控除 6～10年目 最大2分の1控除 【法人税割】 1～5年目 最大全額控除 6～10年目 最大2分の1控除	【資産割】 1～5年目 最大全額控除 6～10年目 最大2分の1控除 【従業者割】 1～5年目 最大全額控除 6～10年目 最大2分の1控除	1～5年目 最大全額控除 6～10年目 最大2分の1控除
<u>福岡市</u> 「福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例（施行日：2017年4月）」	以下の分野で革新的な事業を行う、 法人設立から5年以内のスタートアップ法人 ・医療 ・一定のIOT ・先進的なIT	—	—	—	【均等割】 × 【法人税割】 最大5年間 最大全額控除	×	×

他都府県の税制優遇実施状況

○ 15の都府県において、法律に基づく税制優遇ではなく、独自の制度構築により企業誘致のための施策として税制優遇を行っている。

No.	都道府県	対象法人（事業）等	対象税目			
			不動産 取得税	府県 固定資産税	法人 事業税	法人 住民税
1	東京都	多国籍企業が設立する会社等	全額免除	-	-	-
2	大阪府	新エネルギー、ライフサイエンス 事業	不均一課税	-	1～5年：不均一課税（最大全額） 6～10年：不均一課税(最大1/2)	同 左
		外国系金融企業	-	-	10年間：不均一課税（最大全額）	同 左
3	福岡県	環境性能の高い製品等の生産等	全額免除	-	-	-
4	岩手県	製造業	全額免除	-	1～3年：全額免除 4～5年：不均一課税(1/2)	-
5	宮城県	製造業	不均一課税(1/2)	1～3年：不均一課税(1/2)	1～3年：全額免除	-
6	茨城県	事務所等の新增設	全額免除	-	-	-
7	神奈川県	製造業、電気業、情報通信業等	不均一課税(1/2)	-	-	-
8	新潟県	製造業、情報サービス業、イン ターネット付随サービス業等	全額免除	-	1～6年：不均一課税(1/2)※1	同 左
9	長野県	情報サービス業、インターネット 付随サービス業等	全額免除	-	-	-
10	岐阜県	先端技術産業、データセンター事 業等	不均一課税(1/3)	-	-	-
11	愛知県	製造業、運輸業等	不均一課税※1	-	-	-
12	京都府	製造業、ソフトウェア業、情報処 理サービス業	不均一課税(1/2)	-	-	-
13	兵庫県	本社機能立地事業、サプライ チェーン対策事業等	不均一課税(1/3～1/2)	-	1～5年：不均一課税(1/3～1/2)	-
14	奈良県	旅館業の用に供する宿泊施設	不均一課税(1/4)	-	1～3年：不均一課税(1/4)	-
15	佐賀県	製造業、道路貨物運送業、倉庫業 等	全額免除	1～5年：全額免除 6～10年：不均一課税(1/2)	1～5年：全額免除 6～10年：不均一課税(1/2)	-

※ 1 業種によって免除割合が異なる

既存税制優遇の状況（道税の優遇措置を掲載）

○既存の税制優遇を最大限に活用し、**カバーされない分**を今回の税制優遇で措置（札幌市は、地域未来投資促進法、地域再生法が対象）

制度によって地域や企業の規模、産業分野、税目などが決まっており、支援を得られない事業者がいる

根拠法		地域未来投資促進法	地域再生法	過疎法	離島振興法	半島振興法	原子力立地地域特措法
対象地域		基本計画を策定した61市町村	全道(一部の市町村は移転型のみ対象)	対象地域153市町村(うち 148)	6町（奥尻、羽幌、礼文、利尻、利尻富士、厚岸）	3市町村（泊、北斗、七飯）	4町村（共和、岩内、泊、神恵内）
適用要件	取得額	1億円超 (農林漁業及びその関連業種 5,000万円超)	3,800万以上 (中小企業 1,900万円以上)	500万円以上～2,000万円以上	500万円以上～2,000万円以上	500万円以上～2,000万円以上	2,700万円超
	雇用	基本計画に定めた要件を満たすこと		—	—	—	15人超（製造業以外）
	その他	基本計画に定めた高い付加価値額を上回ること 国による課税特例の確認が必要	東京23区から本社機能移転 地方での本社機能拡充				
優遇措置	税目	— 不動産取得税 道固定資産税	法人事業税 不動産取得税 道固定資産税	法人事業税 不動産取得税 道固定資産税	法人事業税 不動産取得税 道固定資産税	法人事業税 不動産取得税 道固定資産税	法人事業税 不動産取得税 道固定資産税
	期間	3年 ※各法で定められている減収補填の期間と同一の期間が道の課税の特例期間として定められている					
	減収補填	課税免除額の75%（財政力指数によって異なる）について、地方交付税による減収補填あり					
対象業種		自治体の基本計画で定める業種 ○設備投資額が前年度の減価償却費の20%以上であること	自治体が計画策定	自治体が計画策定 製造業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業	自治体が計画策定 製造業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業	自治体が計画策定 製造業、旅館業、有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業	自治体が計画策定 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業

（参考）道税の課税の特例条例に基づく課税免除等実績（令和4年度）

課税免除等額	地域未来投資促進法	地域再生法	過疎法	離島振興法	半島振興法	原子力立地地域特措法	計	割合
個人事業税		—	82,977	—	—	—	82,977	7.5%
法人事業税		2,344	20,554	—	—	—	22,898	2.1%
不動産取得税	774,799	35,934	178,702	—	6,379	—	995,814	90.4%
計	774,799	38,278	282,233	—	6,379	—	1,101,689	100%
割合	70.3%	3.5%	25.6%	—	0.6%	—	100%	—

法人道民税・法人事業税・不動産取得税・道固定資産税の概要

道税

道民税

個人道民税

法人道民税

道民税利子割

道民税配当割

道民税株式等譲渡所得税

事業税

個人事業税

法人事業税

不動産取得税

自動車税

鉦区税

道固定資産税

核燃料税

地方消費税

道たばこ税

ゴルフ場利用税

軽油引取税

狩猟税

循環資源利用促進税

普通税

目的税

道税の内訳(R5年度予算)

区分	億円	割合
個人道民税	1,454	22.3%
法人道民税	138	2.1%
道民税利子割	4	0.1%
個人事業税	58	0.9%
法人事業税	1,413	21.7%
地方消費税	1,818	27.9%
不動産取得税	167	2.6%
道固定資産税	0	0%
道たばこ税	79	1.2%
ゴルフ場利用税	15	0.2%
軽油引取税	550	8.4%
自動車税	800	12.3%
その他の税	17	0.3%
計	6,513	100.0%

不動産取得税

■不動産（土地、家屋）の取得に対する課税。
取得した不動産の価額×税率
■不動産の価額は、実際の購入価額や建築工事費ではなく、
①家屋を建築により取得した場合は「総務大臣が定める固定資産評価基準（物価変動などを考慮して3年毎に改正）により評価した価格」
②土地や家屋を売買等により取得は「原則、市町村の固定資産課税台帳の登録価格」となる。

区分	税率
土地、家屋（住宅）	3%
家屋（住宅以外）	4%

道固定資産税

■償却資産の所有に対する課税。
本来は市町村税だが、大規模な償却資産については、税源の偏在を是正するため、市町村に課されている一定の課税限度額を超える部分を市町村の固定資産税にかわり課税。

法人道民税

■道内に事務所や事業所などがある法人等に課税。均等割（所得の有無に関係なし）、法人税割（所得に応じて負担）がある。
(1)均等割

区分	税率
資本金等の額が1千万円以下	年額2万円
同 1千万円超1億円以下	年額5万円
同 1億円超10億円以下	年額13万円
同 10億円超50億円以下	年額54万円
同 50億円超	年額80万円

(2)法人税割

区分		税率
資本金等の額が1億円超等		法人税額（国税）×1.8%
資本金等の額が1億円以下の法人	法人税額が年1千万円超	法人税額（国税）×1.0%
	法人税額が年1千万円以下	法人税額（国税）×1.0%

法人事業税

■道内に事務所や事業所などがある法人等に課税。4種類の区分あり。
※普通法人（一般の法人、法人ではない社団又は財団で収益事業を行っているもの）に限る。

区分	課税標準額	外形対象法人 ^{※1} 以外	外形対象法人 ^{※1}		
		税率	税率A ^{※2}	税率B ^{※2}	
①所得割	各事業年度の所得	年400万円以下の金額	3.5%	0.4%	—
		年400万円超～年800万円以下の金額	5.3%	0.7%	—
		年800万円を超える金額	7.0%	1.0%	—
		軽減税率不適用法人 ^{※3} の所得	7.0%	1.0%	1.0%
②付加価値割	各事業年度の付加価値額 ^{※4}	—	1.2%	1.2%	
③資本割	資本金等の額	—	0.5%	0.5%	
④収入割 ^{※5}	各事業年度の収入	—	—	—	

※1「外形対象法人」は、原則、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人。
※2 税率Aは、R2.4.1～R4.3.31に開始する事業年度分。税率Bは、R4.4.1以後に開始する事業年度分。
※3「軽減税率不適用法人は、外形対象法人（R4.4.1以後に開始する事業年度に限る）、または、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所又は事業所のある法人。
※4 付加価値額=報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料+単年度損益。
※5 所得額を課税標準にするのは適当でない法人（電気・ガス供給会社、保険会社等）に対して適用。

道税 対象税目の考え方

○税制優遇の税目について、以下のとおり検討を行い、**法人道民税、法人事業税、不動産取得税、道固定資産税**を対象とする。

種類		税名		課税対象（行為）	検討	理由
普通税	直接税	道民税	個人道民税	道内に住所のある個人	×	個人への課税であり、企業誘致に直接寄与しないため対象外
			法人道民税	道内に事務所又は事業所のある法人	○	企業が所得等に応じて負担するもので、その減免は経営支援の目的に合致
			道民税利子割	金融機関からの利子等の受け取り	×	個人への課税であり、企業誘致に直接寄与しないため対象外
			道民税配当割	上場株式等の配当等の受け取り	×	個人への課税であり、企業誘致に直接寄与しないため対象外
			道民税株式等譲渡取得割	特定口座内（源泉徴収）における上場株式等の譲渡の対価等の受け取り	×	個人への課税であり、企業誘致に直接寄与しないため対象外
		事業税	個人事業税	事業を営んでいる個人の所得	×	個人への課税であり、企業誘致に直接寄与しないため対象外
			法人事業税	事業を営んでいる法人の所得等	○	企業が所得等に応じて負担するもので、その減免は経営支援の目的に合致
		自動車税	環境性能割	自動車を取得	×	GX関連事業者の誘致のため、企業活動内容等を問わず同一の優遇措置を提示する観点から、同税は自動車の所持・保有は事業者によってばらつきがあり、同税の優遇措置がインセンティブとなり得ない場合もあるため、対象外
			種別割	自動車を保有	×	
		不動産取得税		土地や家屋の取得	○	土地/家屋への取得に課税されるもので、その減免は設備投資促進の目的に合致
		鉱区税		鉱業権の保有	×	GX関連事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外
		道固定資産税		固定資産（償却資産）のうち一定額を超えるもの	○	土地/家屋/償却資産への取得に課税されるもので、その減免は設備投資促進の目的に合致
		核燃料税		発電用原子炉の設置者	×	実質的に特定企業（北電）に対する課税であり、GX関連事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外
	間接税	地方消費税		消費税が課税される取引	×	最終消費者の税負担であり、GX関連事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外
		道たばこ税		卸売販売業者等から小売販売業者へのたばこの譲渡	×	GX関連事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外
		ゴルフ場利用税		ゴルフ場の利用	×	GX関連事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外
		軽油取引税		軽油の引取等	×	GX関連事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外
目的税	直接税	狩猟税		狩猟者の登録	×	GX関連事業者の経営負担の軽減に関連しないため、対象外
	間接税	循環資源利用促進税		産業廃棄物を排出する事業者	×	リサイクル促進等の目的を踏まえ対象外

3 税制優遇の内容について

(3) 優遇期間、税率

- 他県の制度も念頭に、本道の再エネ等のポテンシャルや特区による規制緩和に加え、税制優遇と企業立地補助金をはじめとした支援施策により、本道の立地優位性を確保していくことが必要。
- 事業着手に多額のコストがかかる、また、事業の予見可能性が低く、収益化までに長期を要するGX事業の特性を踏まえると、中長期的な支援がGX産業振興の観点からも有効。
- 以上を踏まえ、GX事業では、道税（法人道民税・法人事業税・道固定資産税）、市税（法人市民税・事業所税・固定資産税・都市計画税）の**優遇期間・税率を10年間（1～5年目最大全額免除、6年目以降 1 / 2 免除）**とする。道税の不動産取得税は、**取得時全額免除**とする。金融事業は、道税（法人道民税・法人事業税）、市税（法人市民税・事業所税）を**優遇期間・税率を10年間（最大全額免除）**とする。

税 目	道 税	法人道民税・法人事業税・道固定資産税 (均等割除く)	不動産取得税 (金融事業除く)
	市 税	法人市民税・事業所税・固定資産税・都市計画税 (均等割除く) (金融事業除く) (金融事業除く)	
優遇期間 ・税率	GX事業	10年間（1～5年目最大全額免除、6年目以降 1 / 2 免除）	取得時全額免除
	金融事業	10年間（最大全額免除）	

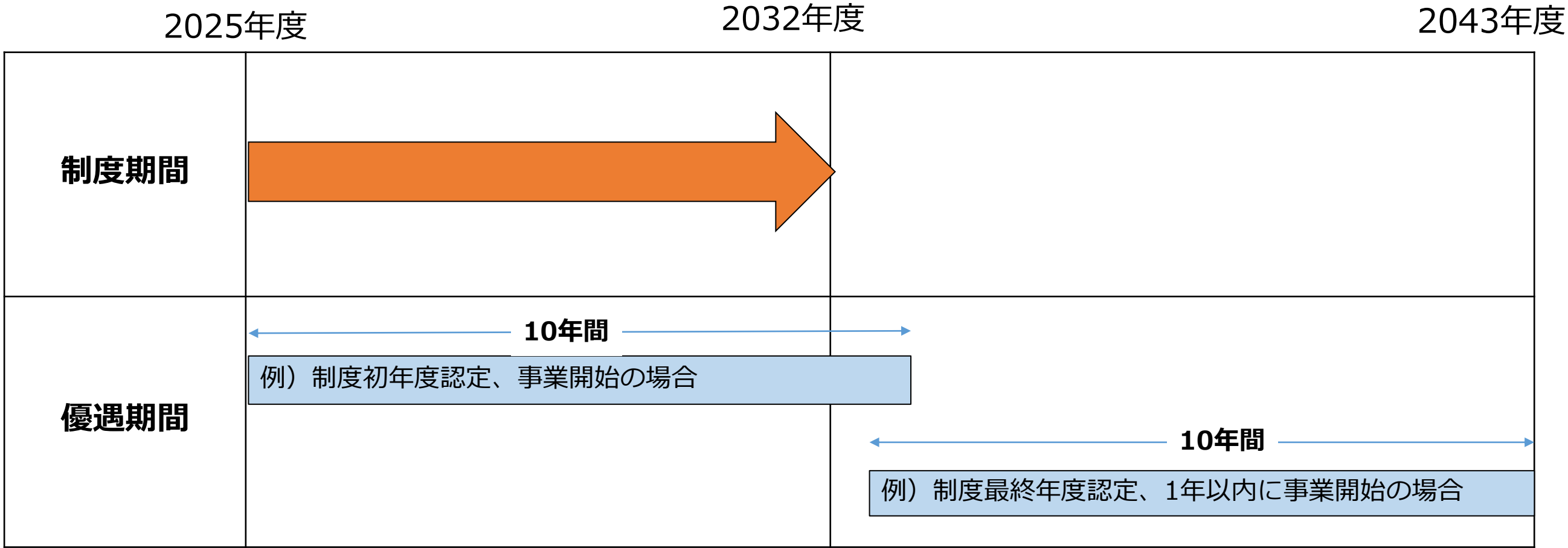
3 税制優遇の内容について

(4) 制度の実施期間

- 国の「GX実現に向けた基本方針」は、2032年度までのロードマップの位置づけとなっており、国の政策との連動性を図る観点から、本税制優遇の**制度実施期間を2032年度までとする。**

○特区の取組及び企業誘致施策の全体を通じて、進捗管理・効果検証や情報公開等に留意しながら取組を進めていく。

制度実施期間のイメージ



制度期間：事業者が事業計画の認定を受けることができる期間

優遇期間：事業者が免除を受けることができる期間

【参考】有識者懇談会の開催状況

- ・令和6年7月29日「地方税の税制優遇」検討懇談会（第1回）開催
- ・令和6年8月27日「地方税の税制優遇」検討懇談会（第2回）開催

■有識者：

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| ・石井 一英 北海道大学教授 座長 | ・石嶋 芳臣 北海学園大学教授 |
| ・高田 聡 北海道経済連合会 専務理事 | ・今井 光明 トヨタ自動車北海道(株)代表取締役専務 |
| ・金子 忠裕 (株)三井住友銀行 理事 | ・宇野 二郎 北海道大学 教授 |
| ・中村 研二 釧路公立大学 教授 | |

《第1回懇談会における有識者からの主なご意見》

- ・規制緩和、補助金、政策金融、人材育成などを踏まえ総合的に考えるべき
- ・地元雇用も大事だが、高度人材の集積には道外からの誘致も重要ではないか
- ・対象とする9つの事業のほかに、今後追加できるよう柔軟な対応が必要ではないか
- ・どのような金融事業者を誘致するのか、ターゲットの整理が必要ではないか
- ・措置期間の10年の期間は、対象で変えた方が良くはないか

《第2回懇談会における有識者からの主なご意見》

- ・自然と共生する北海道らしいGX事業を対象とする視点を持ってほしい
- ・グリーンウォッシュなど偽物のGXがあるため見極めるチェック体制が必要
- ・10年という期間は業種によっては長すぎるのではないか、という意見も理解できるが、一方、他地域との競争力も大事。また、業種によって期間を分けると制度が複雑化するので、シンプルな制度とする観点から提示された9つの分野全てにおいて10年とすることは妥当。